■認定こども園と既存園の違い（比較表）

		認定こども園（絆敬会） 定員：246人 ※幼稚園40人、保育園206人	既存園（伴谷保育園） 定員：220名（実数231名） ※公立同等規模
主旨（役割）		別紙のとおり ＜幼保連携型認定こども園＞ 　就学前の子どもに対する教育と保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長を図り、心身の発達を助長する。また、保護者に対する子育て支援を行う。 教育及び保育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割も担う。　※保護者に対する子育て支援とは、保護者就労に合わせた受け入れ、一時預かり保育などの保護者ニーズに応じた対応を行うこと	別紙のとおり ＜保育園＞ 　保育を必要とする子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図る。　保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
制度		別紙のとおり	別紙のとおり
遊びと教育		・考え方は認定こども園も保育園も同様 ・園での教育とは、遊びや生活の中で様々な体験をし、感じたり考えたりすること ・学校の「教育」で育てる力は「認知能力」、園で育てる力は「非認知能力」 ・保育・教育（遊び）は、保育士主導ではなく、子どもが主体となって取り組むことが重要	
時間		1号認定（3～5歳の短時部）　月～金（祝日を含む）　8:30～13:30 2号認定（3～5歳の長時部）　月～土（祝日を含む）　7:30～19:00 3号認定（0～2歳の長時部）　月～土（祝日を含む）　7:30～19:00	月～土　7:30～18:30
職員数（人）	休日	日・12/29-1/3	日・祝日・12/29-1/3
	園長	1	—
	主任保育士	2	3
	保育教諭	20	18
		※加配保育士配置の検討は公立も私立も同じ	
	保育教諭（加配・育児担当等）	10	10
	事務	2	—
	栄養士	2	0
	調理士	3	4
	看護師	2	1
	園医	1	1
	園歯科医	1	1
	園薬剤師	1	—
園児数（人）	0歳児	12	17
	1歳児	18	30
	2歳児	36	36
	3歳児	60	42
	4歳児	60	56
	5歳児	60	51
保護者負担（円）	保育料	1、2号認定は無償化の対象（3号認定は所得に応じた保育料がかかります）	
	給食費	5,000	3,500
		※完全自園のため、年齢に応じた給食を提供でき、十分なｱﾚﾙｷﾞｰ対応も可能	※3歳以上児は学校給食のため、年齢や個別の対応が難しい（魚の骨や具材の大きさ等）
	入園準備金	5,030	—
	施設整備費	検討中	—
	体操服代	3,500	3,500
	保護者会費	保護者会がある　210（月額）	210（月額）
		保護者会がない場合　500円	—
その他		＜絆敬会のｽﾄﾛﾝｸﾞﾎﾟｲﾝﾄ＞ ・個性を伸ばす保育・教育を行うため、運動時間を多く取り入れます。 ・ｲﾝｸﾙｰｼﾌﾞ教育のため、障がいをお持ちのお子様を受け入れます。	—

新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。また、新たに「地域型保育」ができました。

幼稚園

3〜5さい

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。
利用できる保護者	制限なし。

認定こども園

0〜5さい

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

0〜2さい

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3〜5さい

利用時間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施。
利用できる保護者	制限なし。

2つのポイント

1. 3〜5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、通いなれた園を継続して利用できます。
2. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

保育所

0〜5さい

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW 地域型保育

0〜2さい

保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、0〜2歳の子どもを保育する事業

利用時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園）が設定されます。

4つのタイプ

1. **家庭的保育**（保育ママ）
   家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
2. **小規模保育**
   少人数（定員6〜19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
3. **事業所内保育**
   会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
4. **居宅訪問型保育**
   障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

［ 実際にどのような施設や事業が利用できるのかは、お住まいの市町村にご確認ください。］

認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

あなたの認定区分は？ 利用できる施設は？

*1　必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。 ▶09～10ページ参照
*2　新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

●共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は？ ➡ 共働きでも幼稚園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）に当たっては、以下の2点が考慮されます。

1 保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。
（　　は新たに加えられた事由）

- ○ 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など）
- ○ 妊娠、出産
- ○ 保護者の疾病、障害
- ○ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ○ 災害復旧
- ○ 求職活動（起業準備を含む）
- ○ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ○ 虐待やDVのおそれがあること
- ○ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ○ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

2 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- a 「保育標準時間」認定 ▶最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- b 「保育短時間」認定 ▶最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

※保育を必要とする事由が就労の場合、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48～64時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

●保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できるの？ ➡ 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長11時間）

［ 具体的な運用については、お住まいの市町村にご確認ください。］

施設などの利用について

施設などの利用手続きは、認定区分によって異なります。

利用手続きの基本的な流れ（イメージ）

1号認定の場合
（幼稚園、認定こども園）

1. 幼稚園などの施設に直接申込みを行います。
   ※市町村が必要に応じて利用支援をします。
2. 施設から入園の内定を受けます。
   ※定員超過の場合などには面接などの選考あり
3. 施設を通じて市町村に認定を申請します。
4. 施設を通じて市町村から認定証が交付されます。
5. 施設と契約をします。

2号・3号認定の場合
（保育所、認定こども園、地域型保育）

1. 市町村に直接認定を申請します。
   ※「3 利用希望の申込み」も同時にできます。
2. 市町村が「保育の必要性」を認めた場合、認定証が交付されます。
3. 市町村に保育所などの利用希望の申込みをします。（希望する施設名などを記載）
4. 申請者の希望、保育所などの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市町村が利用調整をします。
5. 利用先の決定後、契約となります。

利用調整とは

市町村が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、利用する施設などの調整を行うこと。
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障害がある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

［ 利用手続きの詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。］

保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

1 保育料は保護者の所得（市町村民税所得割課税額等）を基に算出されます。

※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

2 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

＜きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。＞

1号認定（幼稚園、認定こども園）と2号・3号認定（保育所、認定こども園、地域型保育）で多子計算のカウントの方法が異なります。

※きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウントの方法は同じです。
【例】第1子が小3、第2子が5歳（1号認定）で幼稚園を利用、第3子が3歳（2号認定）で保育所を利用している場合
➡第2子：小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額
➡第3子：小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

＜年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。＞

※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

［保育料の詳細については、お住まいの市町村にご確認ください。］

よくある質問

Q 認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設とありますが、具体的に、どのように教育・保育がなされるのですか？

A 3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。この教育・保育は、小学校就学までの発達の連続性や生活リズムの多様性に配慮した内容です。

Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、新制度でも利用できますか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」としてご利用いただけます。利用料などは園におたずねください。

Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 幼稚園では従来、園ごとに定める一律の保育料を支払ったあと、就園奨励費により所得に応じた支援が行われる仕組みでした。新制度では、保育料自体が、市町村ごとに定める所得に応じた負担額となります。なお、新制度に移行していない私立幼稚園を利用している場合は従来通りです。

Q 地域型保育を利用した場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A 0－2歳児を対象とする地域型保育には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。
地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。
なお、連携施設が設定されていないこともありますが、その場合は市町村が受入先を調整するなど支援を行います。また行き先がない場合には、特例として地域型保育を継続して利用することもできることとしています。

Q 保育所などの施設に預けずに、家庭で育児をしています。どんな支援が受けられますか？

A 例えば、家庭での子育ての支援として、冠婚葬祭などの急な用事や短期のパート、リフレッシュしたい時などに利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。

Q 保育標準時間認定（最大11時間）を受けると、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は、追加料金なしで子どもを預けることができますか。また、11時間を超えて子どもを預けることはできるのでしょうか。

A 保育標準時間認定の場合、各施設・事業者が定める「通常保育を行っている時間帯」の範囲内であれば通勤・就労等に応じ、必要な範囲で最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで利用できるということではありません。施設が定めた通常保育時間を超える場合は、延長保育をご利用いただき、別途延長保育料を負担していただく必要があります（ただし、利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。

【例：通常保育を行っている時間帯を7時30分～18時30分までの11時間に設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。子どもを19時まで預ける場合、18:30～19:00は延長保育となります。】
※保育短時間認定（最大8時間）も同様です。

Q 待機児童問題は解消されるのですか？

A 新制度ではお住まいの市町村が、今は働いていないが保育所に入ることができれば働きに出たいというような潜在的なニーズを含め、地域の幼児教育・保育のニーズを基に「事業計画」を策定し、受け皿の確保を計画的に進めています。
国においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、市町村における保育所整備などの取組を支援することによって、平成25年度から29年度末までに約50万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。

○園での教育とは遊びや生活をとおして、様々な体験をすること

○その中でいろいろなことを感じたり、考えたり、試したり、工夫したりすることが、学校の学びにつながる。(幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿)

○園で育むのは「非認知能力」
・忍耐力（最後までやり抜こうとする力）
・社会性（人とコミュニケーションをとる力）
・感情のコントロール力（気持ちをうまくコントロールする力）

○学校で育つのは「認知能力」
・算数や読み書きなどの基礎的知識、記憶力、判断力などの知的な能力
・ＩＱ（知能指数）として数字で表すことも可能

○「認知能力」を高めるには「非認知能力」から
早期教育・・・子どもが「やりたい！」と思うものなら○
保護者が知識をつけるために「させたい」ものは・・・

○保育士は、安全で子どもが心地いいと感じる環境をベースに、子どもの発達や遊びの様子（興味・関心）を読み取り、子ども達が「やってみたい！」と主体的に活動しようとする環境を整え、活動一つ一つにねらいを持って保育に取り組んでいます。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい１０の姿」

① 健康な心と体
園の生活の中で、充実感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しを持って行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

② 自立心
身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

③ 協同性
友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

④ 道徳性・規範意識の芽生え
友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことがわかり、自分の立場を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。

⑤ 社会生活との関わり
家族を大切にしようとする気持ちを持つとともに、地域の身近な人とふれ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、自分が役立つ喜びを感じ、地域に親しみを持つようになる。

⑥ 思考力の芽生え
身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気づいたりし、考えたり、予測したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。

⑦ 自然との関わり・生命尊重
自然に触れて感動する体験をとおして、好奇心や探求心を持って考えながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念を持つようになる。

⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気づいたりし、これらを活用して興味や関心、感覚を持つようになる。

⑨ 言葉による伝え合い
保育士や友達などと心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身につけ、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

⑩ 豊かな感性と表現
心を動かす出来事などに触れ、感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる。

10の姿を分類して考える

番組では、「10の姿」をわかりやすく紹介するため、汐見稔幸さんに監修していただき、3つのジャンルに分類しました。

＜体を使う力＞

10の姿の「健康な心と体」「自然との関わり・生命尊重」「豊かな感性と表現」を含みます。体をうまく使うことや手先が器用になるなど、さまざまな技術を覚えていくこと。五感で感じとる感性。運動にとどまらず、自然や生命を感じることも、体を使う力のひとつです。

＜考える力（頭を使う力）＞

10の姿の「思考力の芽生え」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」を含みます。子ども自身が試行錯誤しながらじっくり考えることで、考える力は育ちます。数や文字を、ただ覚えるのではなく、まずは興味を持って、必要だと思うことが、学びの基本になります。

＜人と関わる力＞

10の姿の「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「言葉による伝え合い」を含みます。人と直接関わって力を合わせること、よい関係をつくるためにルールを守るなど、対人関係の基本を幼児期に育てていくことが大事です。

これらの3つを支えるために大切なのが「自立心」です。主体的に「やりたい」と思う気持ちが、さまざまな力を身につける土台になっていくのです。

10の姿は「方向性」であり、育つべき能力や到達点ではない

「10の姿」は、あくまで育ってほしい姿の「方向性」です。育つべき「能力」や「到達点」のように、達成しないといけない課題ではありません。

（大豆生田啓友さん）

〈インターネットより引用〉

養護と教育が一体となった保育とは

～私たちは、子どもの命を育み、学ぶ意欲を育てます～

社会福祉法人全国社会福祉協議会　全国保育士会

保育は、「養護」と「教育」が一体となって営まれるもの

保育における**「養護」**とは、子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことをたすける営みです。**「教育」**は、知識を伝える・教えることだけでなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味・関心を引き出すことであるといえます。

子どもは、周囲に働きかけ、さまざまな経験を通して学習する自発的な存在です。

“養護と教育が一体となって営まれる”ということは、子どもが落ち着いて、安心・安全に過ごせる場所や環境づくりに配慮しながらも（養護的側面）、子どもの主体的な経験を通して、感情の動き、人との関係、道具の使い方、達成感、自我（自分らしさ）の育ち、態度の育ち、言葉の覚え、運動能力の獲得などを育むこと（教育的側面）を支える表裏一体のかかわりなのです。

保育者の専門性

“養護と教育が一体となって営まれる”保育を実践する私たち保育者は、子どものなにげない行動一つ一つに、**それぞれの子どもの個別の育ちや発達を意識し、明確な保育の目標をもってかかわっています。**

子どもの気持ちに寄り添い、**行動や表情に表面化されていない「気持ち」や「心の動き」を読み取ることで、**よりよい育ちや学びにつなげるようはたらきかけていくことは、私たちが大切にしている保育の基本です。

私たちは、子ども一人ひとりの育ちの状況に応じて保育の計画を作成し、計画的に保育を実践しています。その中では、自身の保育を振り返り、さらによりよい保育実践につなげるといった一連の流れをもって専門性の根拠を重ねられるよう、日々、子どもたちとかかわっています。

「おはよう！」

～できたという経験が自信につながる～
～受け入れられることで、人とのかかわりに安心感を覚える～

朝、2歳4ヵ月のＡちゃんが、母親と一緒に登園し、保育者とあいさつを交わしました。保育者に受け入れられて、靴と靴下を脱ぎ、靴下を靴の中にしまっています。

保育者のかかわりとその意図とは…？

- 子どもや母親がかがんでいるのに合わせて保育者もかがみ、笑顔を交わしながら、**子どもの後ろからそっと支えつつ、子どもが靴や靴下を脱ぐ援助**をしています。子どもが自分のリズムで行動できるよう、子どものペースに合わせ、ゆっくりと接しています。
- **後ろから支えるとともに、子どもの体を触り、体の様子を観察しています。**体温チェックが自然な形でできるので、身体の異常にも気づけます。

子どもの成長、育ちにつながる部分とは…？

- 発達に合わせた援助や、ちょっとした見守り方の工夫をすることで、**「○○ができる、できた」という経験を重ね、自信につながっていきます。**
- 保護者と保育者の快いあいさつの繰り返しや、行動の見守りにより、**人とのかかわりに安心感を覚えます。**
- 快く一日の始まりを受け入れてもらえることに喜びを感じ、肯定的に一日をスタートできます。

この年齢の発達特徴を支える保育者の専門性

- 2歳は「自分のもの」がわかるようになる時期です。保護者や保育者のあたたかいまなざしあっての場面です。
- 2歳は自分の身体である「あし」や「くつした」「くつ」に興味が出てきます。一見「靴をぬいで片付ける」という「養護」的場面といえます。しかし、子どもが「自分の靴」を“認知”、“そろえる”、“靴下と靴の役割”などを確認している大切な「教育」的場面ともいえます。
- 靴下を入れる行為は、手先の操作性が育っていないとうまくいきません。子どもが夢中になって、自分で「靴下をいれる」この場面は、「養護と教育の一体性」を感じさせます。

「砂遊び」

～砂が形になることへの楽しさが、達成感や好奇心を育てる～

3歳2ヵ月のＡちゃんが、砂場で砂遊びをしています。

保育者がコップに砂を入れてグッと押さえ、保育者の手のひらの上にそのコップを逆さにしてできた物をプリンに見立ててみせました。するとＡちゃんも自分の手のひらの上に、砂を入れたコップを逆さにして型をつくり、すぐに壊しては次をつくる遊びを何度も何度も繰り返している様子です。

保育者のかかわりとその意図とは…？

- 砂場では砂が舞って目に入らないように安全に配慮することと、型はめがしやすい環境を整えるために水をまいています。
- 保育者は「先生プリンできたよ」と一度手のひらの上に型はめをして見せたり、**いろいろな型を楽しんでほしい**と思い、数種類の型を準備していました。
- しかしAちゃんは、つくってはすぐに壊し、もう一度つくることを繰り返していました。この様子から、「プリン」をつくっているのではなく、**手のひらの上で型ができることの喜び**を楽しんでいたと考えました。**保育者は、「きれいにできたね」「少しこわれたね」などと声をかけ、**何度もつくって見せに来る状況から、**手のひらで型ができる喜び**を満喫している様子を見守りました。

子どもの成長、育ちにつながる部分とは…？

- 保育者が自らやって見せることで子どもに働きかけ、その働きかけに触発されて「やってみよう」という気持ちが生まれ、砂が形になること、元の形に戻ることを繰り返し確かめています（自らの思いの確認や挑戦する気持ち、好奇心 ＝ 心情・意欲・態度が一体となった経験）。
- **自分でやりたいと思ったことが達成できたことにより、思うように身体を動かす喜びを感じ**ています。今持ち合わせている力を使って十分に自分自身を生きているのです。
- つくるたびに成功しないこともあるので、**何度もつくろうとする意欲と、持続する力（集中力）が育っ**ています。また、繰り返しつくることで物の性質に気づき、不思議に思うことや**試行錯誤して新たなことをしようとする意欲と、考える力**が育っています。

この年齢の発達特徴を支える保育者の専門性

- 3歳２ヵ月の子どもにとって、「みてみて」には、応答してくれる大人、保育者の役割が求められます。そばにいて「みてみて」と言ったときに、応答する大人という環境が、子どもの満足や、「やった」という気持ちを育てていきます。“自己肯定感”と言われますが、実はこのような保育場面の積み重ねがあってです。
- 「プリンに見立ててみせました。するとAちゃんも自分の手のひらの上に、砂を入れたコップを逆さにして型をつくり、・・・。」とあるように、保育者がモデルとして「型ぬき」遊びをしています。この模倣をして成功体験につながる姿です。
- 時に大人は、やらせではなく、モデルとなることも大切な学び環境といえます。

本パンフレットで取り上げた 2 つの事例は、全国保育士会にてとりまとめた報告書「養護と教育が一体となった保育の言語化～保育に対する理解の促進と、さらなる保育の質向上に向けて～」から抜粋しています。
報告書にはこの 2 事例を含む、30 の事例が掲載されていますので、ぜひご覧ください。

報告書冊子 **「養護と教育が一体となった保育の言語化**
～保育に対する理解の促進と、さらなる保育の質向上に向けて～」

体裁：A4判、93ページ　／　価格：400円（税込、送料別）
※購入申込み用紙は本会ホームページに掲載しています。
※報告書冊子の全文（PDF）は、本会ホームページより無料でダウンロードいただけます。

【全国保育士会倫理綱領】

保育の専門職集団として、社会に果たすべき役割や指標を示すものとして、平成 15 年 3 月に策定いたしました。

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。
私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。
私たちは、保護者の子育てを支えます。
私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

発　行：社会福祉法人全国社会福祉協議会　全国保育士会
〒100-8980　東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会　児童福祉部内
TEL. 03-3581-6503　／　FAX. 03-3581-6509
E-mail　hoikushikai@shakyo.or.jp
ホームページ　http://www.z-hoikushikai.com

全国保育士会ホームページへリンクします。